経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社が上記の施工実績を有し、他の構成員は上記(ｱ)、(ｲ)の施工実績を有すること。ただし、上記(ｱ)、(ｲ)は同一工事であること。

特定建設工事共同企業体にあっては、代表者が上記の施工実績を有し、他の構成員は上記(ｱ)、(ｲ)の施工実績を有すること。ただし、上記(ｱ)、(ｲ)は同一工事であること。

異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。

⑤　技術提案［施工計画］が適正であること。

⑥～⑧　第１号２(1)⑦～⑨に同じ。

(2)　当該工事の現地での設置期間について、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、特定建設工事共同企業体として本工事の入札に参加する場合にあっては、原則として代表者の技術者を配置すること。現地での架設期間は平成25年11月から平成26年10月を予定する。

また、複数の技術者を申請する場合は、申請する全ての者について次に掲げる基準を満たしていること。

①　第１号２(2)①に同じ。

②　１人の者が、平成９年４月１日以降に元請けとして完成・引渡しが完了した上記(1)④に掲げる工事の架設現場に従事した経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

ただし、上記(ｱ)～(ｳ)は同一工事とし、(ｴ)を別工事とする場合は(ｱ)を満たすこと。

なお、当該経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。経常建設共同企業体又は特定建設工事共同企業体にあっては、構成員のうち１社の主任（監理）技術者が上記の施工経験を有していればよい。

また、異工種建設工事共同企業体としての経験は、協定書による分担工事においての経験のみ同種工事の経験として認める。

③　第１号２(2)③に同じ。

(3)　第１号２(3)に同じ。

3　総合評価に関する事項

(1)　落札方式

①　入札参加者は「価格」、「技術提案［施工計画］」及び「施工体制」をもって入札し、次の(ｱ)、(ｲ)の要件に該当する者のうち、(2)「総合評価の方法」によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

(ｱ)　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

(ｲ)　評価値が、標準点を予定価格で除した数値（「基準評価値」）に対して下回らないこと。

②　第１号３(1)②に同じ。

(2)　総合評価の方法

①　「標準点」を100点とし、「施工体制評価点」の最高点を30点、及び「加算点」の最高点を30点とする。

②　「加算点」の算出方法は、予定価格の制限の範囲内での入札参加者のうち、下記(ｱ)の評価項目の評価を行い加算点を算出する。また、「施工体制評価点」は下記(ｲ)の評価項目を評価して算出する。なお、「施工体制評価点」の低い者に対しては「加算点」を減ずる場合がある。

(ｱ)　技術提案［施工計画］

(ｲ)　施工体制（施工体制評価点）

③　第１号３(2)③に同じ。

④　(2)(ｱ)、(ｲ)の評価項目について、共通仕様書、特記仕様書及び関係法令を遵守し、一般的な施工機械により施工（詳細は入札説明書参照。）及び管理する方法を用いて作業を行う者で、入札説明書等に記載された要求要件を実現できると認められる場合に標準点（100点）を与え、さらに②(ｱ)の技術提案［施工計画］及び②(ｲ)の施工体制の内容に応じて、それぞれ加算点及び施工体制評価点を算出し与える。

⑤　②(ｱ)の技術提案［施工計画］については、予定価格の制限の範囲内の入札参加者のうち、施工計画の内容に応じて、Ⅴ（30点）、Ⅳ（23点）、Ⅲ（15点）、Ⅱ（８点）、Ⅰ（０点）により評価を行い加算点を与える。なお、未提出である又は全ての提案が不適切である場合は欠格とする。

(3)　(2)②(ｱ)の評価基準の詳細は入札説明書による。

(4)　(2)②(ｱ)で求めた技術提案［施工計画］については、受注者の責により入札時の評価項目の内容が実施されていないと判断された場合は、ペナルティとして、工事成績評定を減ずることとし、５点を減ずる。

4　入札手続等

(1)～(5)　第１号４(1)～(5)に同じ。

(6)　第１号４(6)に同じ。

①～②　第１号４(6)①～②に同じ。

③　郵送等による入札の受領期限は、平成25年５月９日12時00分　送付先は、関東地方整備局総務部契約課契約第一係。

開札は、平成25年５月14日13時30分　関東地方整備局総務部契約課にて行う。

なお、これらの日時までに平成25年度予算の執行が可能とならない場合には、別途連絡する日時とする。

5　その他

(1)～(6)　第１号５(1)～(6)に同じ。

(7)～(11)　第１号５(8)～(12)に同じ。

(12)　技術提案の採否　技術提案の採否については、競争参加資格の確認の通知に併せて通知する。

(13)　競争参加資格の確認の通知において、技術提案により競争参加資格を認められた者は当該提案に基づく入札を行い、これに違反した入札は無効とする。

(14)～(17)　第１号５(15)～(18)に同じ。

6　Summary

(1)～(2)　The same with notice above (NO. 1)

(3)　Subject matter of the contract : Construction work of the superstructure of Kenou Expressway Tonegawa viaduct No. 2.

(4)～(6)　The same with notice above (NO. 1)

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成25年２月14日

国立大学法人京都大学　学長　松本　　紘

◎調達機関番号　415　◎所在地番号　26

○第３号

1　工事概要

(1)　品目分類番号　41

(2)　工事名　京都大学（医病）総合高度先端医療病棟新営その他工事

(3)　工事場所　京都市左京区聖護院川原町54　京都大学病院東構内

(4)　工事内容　本工事は、病院構内の総合高度先端医療病棟（鉄筋コンクリート造、地上８階、地下１階、延べ面積22,708.19㎡）新営工事であり、高度先端医療に対応した病院を整備する目的に実施するものである。

なお、本工事に関連する電気設備工事及び機械設備工事については別途発注される予定である。

(5)　工期　平成27年５月29日まで

(6)　使用する主な資機材　コンクリート約22,000㎥、鉄筋約3,500ｔ、鉄骨約300ｔ、板ガラス約2,400㎡

(7)　本工事は、工事施工について、「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」及び「工事全般の施工計画」（以下「技術提案書」という。）を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（標準型）を実施する工事である。

(8)　本工事においては、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料、技術提案書（以下「技術提案書等」という。）の提出及び入札等を電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムにより難い者は、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

(9)　本工事は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）」に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

2　競争参加資格　次に掲げる条件を全て満たしている単体有資格者（以下「単体」という。）又は次に掲げる条件を全て満たしている２又は３社により構成される特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）であること。また、特定ＪＶにあっては、競争参加資格の確認までに、国立大学法人京都大学学長（以下「本学学長」という。）から、本工事に係る特定ＪＶとしての競争参加資格の認定を受けていること。

(1)　国立大学法人京都大学契約事務取扱規則第４条の規定に該当しない者であること。

(2)　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者にあっては、手続き開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加者の資格を有する者であること。